# 今後検討すべき論点について

### 1 民法の成年年齢を引き下げるべきか否か。

これまでの審議結果(ヒアリング結果,高校生等との意見交換会の結果)や世論調査の結果を踏まえて,成年年齢の引下げについてどう考えるか。

これまでの審議結果や世論調査の結果によれば、成年年齢を引き下げるためには、教育の改革など一定の条件整備が必要であるとの意見が多く出されているが、この点についてどのように考えるか。

また、憲法改正の国民投票年齢が18歳とされ、これにあわせて選挙権年齢を18歳にするとすれば、民法の成年年齢も18歳にすべきであるという意見についてどう考えるか。

## 2 成年年齢を引き下げるために必要な条件は何か。

仮に成年年齢を引き下げるためには一定の条件整備が必要という結論をと る場合, どのような条件整備が必要と考えるか。

#### 3 仮に成年年齢を引き下げる場合、成年年齢は何歳とすべきか。

仮に成年年齢を引き下げる場合,成年年齢を何歳とすべきか。国民投票の投票権者の範囲に合わせて18歳とするという考え方(A案),高校3年生に成年者と未成年者が混在するのは問題があるとして,19歳とするという考え方(B案),18歳に達した直後の3月の一定の日(例えば3月31日など)に一斉に成年とするという考え方(C案)がありうるが、どのように考えるか。

## 4 親権解放制度、段階的成年制度について

仮に現行制度を変える場合、単純に成年年齢を引き下げるという結論を採るほかに、一定の要件のもとで未成年者が服している親権からの解放を認めるという制度や、成年・未成年で二分するのではなく、段階的に権利を付与する制度の創設も考えられるが、これらについてどのように考えるか。

## 5 養子をとることができる年齢について

現在の民法においては、養子をとることができる年齢は、契約を一人ですることができる年齢と一致しているが、理論的に必ずしも一致させる必要がなく、また、諸外国の立法例をみても、成年年齢(契約を一人ですることができる年齢)より上に養子をとることができる年齢を設定している国も多い。したがって、成年年齢を引き下げる場合、養子をとることができる年齢についても引き下げるべきという考え方(A案)、現状のまま20歳とすべきという考え方(B案)、現状より引き上げるべきという考え方(C案)がありうるが、どのように考えるか。

### 6 婚姻適齢について

現在の民法においては、婚姻適齢は、男子は18歳、女子は16歳とされており、未成年者は父母の同意を得て婚姻をすることができるとされているが、仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、男子は成年にならなければ婚姻することができないのに対し、女子は未成年(16歳、17歳)でも親の同意を得れば婚姻をすることができることになる。

仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、婚姻適齢をどうすべきか、現状のまま(男子18歳、女子16歳)とするという考え方(A案)、男女とも18歳にそろえるという考え方(B案)、男女とも16歳にそろえるという考え方(C案)がありうるが、どのように考えるか。

## 7 その他